

会 議 録

第 1 1 回宮古島市教育委員会 (定例会) ・ 臨時会)

日 時	平成 2 5 年 2 月 2 2 日 (金) 午後 2 時 0 0 分 開会
場 所	教育長室 (城辺庁舎)
出席委員名	委員長 宮國 博 委員 佐平 博昭 委員 佐和田 貴美子 委員 下地 信輔 教育長 川満 弘志
欠席委員名	
説 明 員	学校教育課長 乾 邦夫 学校給食共同調理場長 伊良部 和則
事 務 局 員	教育部長 田場 秀樹 生涯学習部長 平良 哲則 教育総務課長 垣花 和彦 総務係長 松堂 英彦
欠席事務局員	

議 案 等	件 名	結 果
承認事項	前回会議録の承認	承認
報 告	教育長報告	—
報 告	「第二次集中改革プラン (施設管理の見直し) について (答申)」について	—
議案第53号	宮古島市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第54号	宮古島市私立幼稚園就園奨励補助金交付要綱の一部を改正する告示について	原案可決
議案第55号	平成 2 5 年度小・中学校管理職の異動に対する内申について	原案可決

議案第56号	て 平成23年度教育事務事業点検評価報告書について	原案可決
その他	平成24年度卒業式における教育委員会告辞について	—
その他	平成25年度沖縄県市町村教育委員会連合会理事会及び地区事務局の報告について	—
その他	平成25年度当初予算（案）について	—
その他	平成24年度一般会計補正予算（第8号）について（教育費関連）	—

備考		
----	--	--

会 議 録

宮國委員長	<p>第 1 1 回教育委員会定例会を開会いたします。 それでは、議事日程に従って会議を進めていきます。</p> <p>まず日程第一、承認事項です。前回の会議録の承認についてでございます。 しばらく時間をおきますので、ご確認をお願い致します。</p> <p>前回の会議録について、ご異議がなければ承認をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では、会議録は承認されました。 続きまして、日程第 2 教育長報告です。</p>
教育総務課長	※教育長報告 (本日までの主な日程)について読み上げて報告。
宮國委員長	<p>教育長報告に関する質疑があればご発言下さい。</p> <p>それでは日程第 3 第二次集中改革プラン (施設管理の見直し) について ご説明をお願いします。</p>
教育部長	<p>第二次集中改革プランについて、平成 2 4 年 8 月 2 2 日付 宮教給第 3 5 5 号により、諮問のあったみだしのことについて、下記のとおり意見を付し て答申します。審議事項の①共同調理場の統廃合②調理業務の民間委託につ いては継続審議とします。③学校給食費の改定については、国の補助事業の 終了に伴う物資購入費の不足及びこの間の物価上昇等を考慮した場合、やむ を得ない状況にあると察する。学校給食費の改定が、学校給食法の目的とす る「児童・生徒の心身の健全な発達」に着実に寄与できるよう、教育委員会 全体で取り組むとともに、保護者への周知を図られるよう要望します。1、 小学校で保護者負担月額 3, 1 0 0 円を月額 3, 5 0 0 円に改める。教職員 負担金月額 4, 2 0 0 円を据え置きとする。2、中学校保護者負担金月額 3, 4 0 0 円を月額 4, 0 0 0 円に改める。教職員負担金 4, 6 0 0 円を据え置 きとする。3、共同調理場 職員負担金月額 4 6 0 0 円を据え置きとする。 これについての諮問です。第二次集中改革プラン施設管理の見直しについ ての諮問です。見出しの事について宮古島市行財政改革大綱の下、施設管理 の見直しに向け、共同調理場運営委員会規則(第 3 条)に基づき、下記の事項 についての意見を頂きたく、ご審議のうえ、答申下さるようお願い申し上げ ます。これに鑑みての答申でございます。</p>
宮國委員長	<p>これは、平成 2 4 年 8 月 2 2 日に宮古島市立学校給食共同調理場運営委員 会に諮問をしたものに対する答申が出ているわけです。内容としては学校給 食費保護者負担金が現在まで小学校の場合 3, 1 0 0 円を 3, 5 0 0 円に、 中学校の場合には 3, 4 0 0 円を 4, 0 0 0 円に改めるという答申がありま した。それと、教職員負担金については据え置きということでございます。</p>
教育部長	<p>付け加えますとスポーツ振興財団からの補助金がありましたけど、平成 2 4 年度で打ち切りということで市の方にも補助金を要請をしておりました。 平成 2 5 年度予算の要求はされておりますがこれは議会の承認を得てからで ないと決定していかないので、その部分も含めると、市からは月額 6 0 0</p>

	円の補助が出てきます。小学校・中学校共にです。
宮國委員長	そうしますと実際の保護者の負担はいくらになりますか。600円も含まれてのこの金額ということですか。
教育部長	いえ、違います。
宮國委員長	この負担額に600円が補助として上乗せされる訳ですか。では総額はいくらになりますか。
教育部長	小学校が4,100円、中学校が4,600円になります。
学校給食共同調理場長	宮古島市の現在の保護者負担金は類似市でも一番低い額です。それと、以前から栄養士の皆さんから、この額で献立を作るのが難しいとの要望もありまして教育部長がおっしゃられた文科省の食品構成表というのがあるのですが、これで算出した額が小学校が4,100円、中学校が4,900円あまりになります。今回の改定ではそれに近づけようということで、運営委員会の皆さんには第一案としては小学校4,200円、中学校4,900円を出しました。中学校の方が特別に低いもので900円以上上げないといけないことになっていて、運営委員の皆さんからも、これでは上げ幅が大きすぎるということで小学校3,500円、中学校4,000円としました。それに今出てました市からの補助金が一人600円ありますので、小学校は4,100円、中学校は4,600円になります。 小学校は文科省の基準といいますか目安になる数字にも達していますし、中学校はまだ300円足りませんが、次回に検討するというので、今回はその範囲で運営委員会からの答申がありました。
宮國委員長	問題は額があがったということもさることながら、説明では類似市の給食費に比べて非常に低いということになっているわけですね。 類似市に比べて非常に安いから、量的にも質的にも劣るものを現在の宮古島市の子供達に給食しているということであれば、これは非常に大きな問題がある。この辺での議論が必要ですね。
学校給食共同調理場長	運営委員会の中でも、宮古島市の子供達は栄養の無い・栄養の不足でやっているのですかという質問があったのに対して、栄養士の方からは、食品構成表により劣る部分もあるが、他の部分で補っているというような説明がありました。
宮國委員長	栄養士の皆さんとして、あるいは調理場としては、相当な工夫をして類似市と同様なものを給食しているんだということですね。
川満教育長	例えば委員長、23年度の保護者負担金で見ますと、小学校ですね本市が3,100円ですね、石垣市は3,700円、名護市が3,600円、糸満市が4,300円。中学校で見ますと、本市が3,400円、石垣市が4,050円、名護市が4,200円、糸満市が4,800円となっております。
学校給食共同調理場長	食材のやりくりと、それと、仕入れの値段ですね。食材の購入費とか、それから食品構成表で劣っている食材に対しては、他のもので補うとかそういうふうなやりくりでやっています。特に、今日につくというか、子供達から言われるのは、デザートをもっと食べたいと。例えば果物でもリンゴを四分の一カットをだしたり、みかんも半分出したりしています。これをせめて、みかんなら一個、りんごなら半分は出したいと。そういう栄養士の皆さんから

の希望もあります。

佐平委員

食材を仕入れるのに努力して安くしたとかではなくて、メニューは一緒かと、メニューは他の市とは変わらないかということの確認を我々もしなければならぬ。

川満教育長

量が違うんですね。文科省が示している学校給食食品構成表というのがあります。例えばお米については、これは単位はグラムですけど、文科省の基準では小学校48グラム、宮古島市は42.1グラムというふうに各食品名ごとに基準が出されておりますけれども、それを想定してみた場合に金額として文科省が出しているのは225円。それから、宮古島市193円とかなり落ちるわけですね、ですからその辺が少し貧弱になっている。

宮國委員長

そういうことですよ。それを問題にしなければならないのではとやっているわけです。本当に足りているのか、この金額で。その差は、認められる範囲の、子供達の成長のいわゆる食育の中での認められる範囲の誤差なのかということなんです。この辺の理論立てが何も無いまま、こういうふうになりますよというだけの話だったらこの問題は説明出来ない。

教育部長

ある校長からは少ないと特に中学校。量的に少ないと、もっと量を増やせないものかという話等も出ました。

宮國委員長

だからもろもろこうなっているけれども、これは当然議会の中に出るわけなのでその時には、今までの流れを踏まえて他類似市町村とも比較して、まだまだ宮古島市は給食という意味では弱いというのを訴えなければならぬ。なぜ値上げなのかということの間違いなく言われる。教育委員会が上げなければならぬという理由を今のようなものを全部整理して、類似市と比較してちゃんと市民には説明しなければならない、保護者にも説明しなければならない。本来ならば類似市と同じようにしたら、みかんも1個りんごも半分食べられるけれども、今は半分にしたり四分の一にしているという話などもしないといけない。量的にも質的にも劣っているんだよということを説明しないといけない。

佐平委員

小学校が400円、中学校は600円上がる。この理由はスポーツ振興財団からの補助金の打ち切られた分だけをプラスをすることは保護者負担は上がるんだけど、食事の内容は変わりませんよというような考え方でいいんですか。

教育部長

違います。振興財団センターが補助していた、国が補助していた部分は、宮古島市が補助金として出してもらうんだけど、更に質・量とも良くしていくために保護者への負担をお願いしたいとことです。

佐平委員

それでは質・量が変わってくるというような理由があるから上がりますよということですね。

下地委員

小学校はレベル的には他と一緒になるわけですね。

教育部長

はい、そうです。

佐平委員

そういうふうにするんだけど、今教育長が言ったカロリーというんですか、グラム数からするとまだ文科省が言っている数字にはまだ足りていないんですか。

教育部長	中学校は満たない。
下地委員	小学校は基準内ということですね。
下地委員	その足りない分は現場の方で努力して補っているということですね。
教育部長	そうですね。
宮國委員長	これはもういわゆる努力の限界を超えた部分がある。そこを問題ですよ。これを課題としてお互い教育委員会はきちんと理解しておかないといけない。
佐平委員	市の補助600円という金額を上げられないのか。上げられるものではないんですか。足りない分を補う為にもう200円、例えば600円を800円にしたら文科省の数字になりますよということにはならないんですか。
教育部長	この補助の部分については、24年度より倍額なんですよ。これまでは300円の補助してたんで倍増になります。
佐平委員	文科省で言われている基準に達するためには、いくら値上げすればいいのか。
川満教育長	計画では900円上げれば基準に達することになります。
学校給食共同調理場長	中学校は4,938円と積算されています。
下地委員	段階的に次も上げられるのかという話になる。
川満教育長	きちんと説明をして、保護者の理解を得て上げていかなければならない。
宮國委員長	やらないといけない。
教育部長	五年間据え置きというか、全然手つけられてない状態になっていた給食費なので。
学校給食共同調理場長	現在の給食費が合併した当時の5市町村の平均で計算されております。それ以来手もつけられない。
宮國委員長	5市町村の合併した時の給食費の査定の仕方が非常に根拠の薄い理由だった。問題は査定は文部省が示している所の十分な栄養と十分な量に見合うだけのものはいくらかというふうな形の議論の中で査定されればいけないが、そういう考えは無くしてただ足して5で割ったというだけの話なので非常にあやふやな根拠になっている。ですのでそういう意味からすると、もう少し給食費というものに対する理論立てというのは厳しくしなければならぬという感じがしております。
教育部長	協議会の皆さんは学校長が多いんです、人数的には。すると保護者からの徴収金として、徴収する時に未納者が増えるのでは無いかという危惧があって、やっぱり成分分析表の部分の中にまで踏み込めないという所が非常に大きいかなと思います。ですので一応協議会の中でも示したんですよ、示して説明をして求めたのですが、それでもやっぱり厳しいよという考えもあった。集める側としては。という話等があって、じゃあどういうふうな形でやって

	いければ、それに一步でもいいから近づけるかと。ただ、確認としては3年後にはもう一度成分分析表と照らし合わせながら、金額等についても考えなければならぬのではないかとすることは確認しています。
宮國委員長	その辺の整理をしておいて次の答申をもらうときには、そういうふうのも生かしながら、市民の理解も得ながら、これを出来るだけ基準に満たせるような状況まで持って行くという努力をするのが我々の仕事では無いかということですね。
佐平委員	これは逆に関連をして諮問をしたのは3つですよ。調理場の統廃合と、調理業務の民間委託と学校給食費の改訂について。 今回答申があったのは、その内の1つ。例えば今言った金額というのが共同調理場の統廃合とか、民間委託をした場合に経費とかいろんなものが削減されてその部分が今いった金額に関しては影響するのであれば中身が違ってくる。削減できた部分で補って基準の数字に近づけることが出来ないのかということを知りたい。
学校給食共同調理場長	民間委託をしたから、高くなる安くなるということはない。
佐平委員	調理場の統廃合をしても、民間委託しても、この部分の金額は変わらない。
教育部長	変わらないです。
宮國委員長	この統廃合とか、民間委託というのは宮古島市の行政の中の部分であって、今まで調理場に予算をかけているが、民間委託したら安くなるのではないかと。現在調理場が4つありますから、これを1つにしたらいわゆる調理場にかかる費用がおちるのではないかとということです。
佐平委員	市からの補助から次年度600円、今年度300円だったのが次年度は600円。300円の2倍あがりますよという話をしているのだけど、この統廃合と民間委託をすることによって市の負担が減るものであれば、その部分があと200円ぐらい補えるという話にもってこれないかということです。
教育部長	これは可能性はあります。 このことも含めて私達は共同調理場の統廃合も鑑みているんです。 ただ、今回の学校給食費の改訂については、もう待ったなしというような状態だったので、これから先にとということです。
佐平委員	これはそのまま継続して、統廃合と民間委託の方向で継続審議ですか。
教育部長	継続審議していきます。 25年度からは補助金が打ち切りですという状況等も鑑みて4月から値上げの部分も出していけないと、対応出来ないという状態になっていたため、この部分を先に審議していただきました。
佐平委員	残りは宮古島全体の行財政改革において、無駄の無いような予算の編成をして子どもたちの栄養に充てましょうねという議論になってくるんですね。
宮國委員長	他に質疑ございませんか。 (質疑なし)

それでは、学校給食費保護者負担金の見直しについて、運営委員会からの答申案のとおり報告として受けたいと思います。よろしくお願いします。

日程第4 議案第53号 宮古島市立保育料及び入園料徴収条例の一部を改正する条例についてご提案をお願いします。

教育部長

議案第53号 宮古島市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提案する。提案理由、夏期休業中（8月）の保育料納入について、誤解を生じさせないように、保育料の年額を表示する必要があるため、本案を提出します。

※新旧対照表にて改正案の説明。

教育部長

誤解を生じないようにということです。

宮國委員長

園児1人につき月額4,300円というものを年額にして51,600円になおすということです。保育料の額について上がっておりません。

教育部長

そのままです。

宮國委員長

質疑ございませんか。

（質疑なし）

それでは、議案第53号について、原案のとおり可決してよいですか。

（異議なし）

議案第53号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第5 議案第54号宮古島市私立幼稚園就園奨励補助金交付要綱の一部を改正する告示について、ご提案をお願いします。

教育部長

はい、ではお願いします。議案第54号宮古島市私立幼稚園就園奨励補助金交付要綱の一部を改正する告示について。上記の議案を別紙のとおり提案します。提案理由、文部科学省の取り扱いとの整合性を図るには、要綱を改正する必要があるため、本案を提出します。これについても新旧対照表をお願いします。

※新旧対照表にて改正案の説明

宮國委員長

要するに途中入園による、補助金の限度額の算出がについて新しい整理の仕方をしますということです。中身は動いていないけども、整理の仕方がこうですよということです。

学校教育課長

3項が新しく追加となりました。所得割課税額が住宅借入金の控除適用前の額に、今適用後の額になっているということで、適用前の額であるという事ですね。ここを入れました。もう少し説明しますと、この表がありますよね、第2条に①生活保護をうけている世帯は補助金を払います②市町村民税が非課税世帯にも補助金は払います。問題は3、4。所得割課税額が34500円とか、18万3000円とかいうのがありますよね。このお金の金額が、住宅借入金等特別税額控除の適用前の額ですよということが変わりました。

	た。
宮國委員長	<p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第54号について、原案のとおり可決してよいですか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第54号については、原案のとおり可決されました。</p> <p>※日程第6「平成25年度小・中学校管理職の異動に対する内申について」は、委員の発議により全会一致で「秘密会」となる。 ※宮古島市教育委員会会議規則第5条（会議公開の原則及び秘密会）</p>
宮國委員長	<p>続きまして、日程第7 議案第56号 平成23年度教育事務事業点検評価報告書についてご提案をお願いします。</p>
教育部長	<p>はい、よろしくをお願いします。</p>
教育総務課長	<p>それでは、説明を致します。議案の第56号平成23年度教育事務事業点検評価報告書についてです。</p> <p>※評価対象事業、評価方法等について説明。</p> <p>(委員より) ※平成23年度事業について評価をしているが、この評価が次年度の事業にどのように活かされているかということが重要。 (事務局より) ※外部評価を受けてどのように事業が改善されていっているのかという部分等についても今後ははきちんと説明出来るように改善をしていきたい。</p>
宮國委員長	<p>それでは、議案第56号について、原案のとおり可決してよいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
宮國委員長	<p>議案第56号については、原案のとおり可決されました。</p>
宮國委員長	<p>続きまして日程第8その他 平成24年度卒業式における教育委員会告辞についてご説明をお願いします。</p> <p>※卒業式告辞案について、読み上げて説明。</p> <p>(教育委員長より) 入学式等における国家斉唱の際は、国旗に向かって斉唱するよう十分指導する必要がある。</p> <p>※日程第9その他 平成25年度沖縄県市町村教育委員会連合会理事及び事務局の報告について</p> <p>※日程第10その他 平成25年度当初予算（案）について</p>

※日程第11 その他 平成24年度一般会計補正予算（第8号）について
（教育費関連）について

上記3件のその他事項について、事務局より説明。

これで本日の日程はすべて終了となりました。
以上をもちまして本日の第11回定例会を終了させていただきます。